

アズマハウス株式会社定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、アズマハウス株式会社と称し、英文では、AZUMA HOUSE Co., Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
- (2) 宅地の造成及び宅地建物の分譲業
- (3) 分譲住宅建設並びに販売
- (4) 土木・建築工事の請負並びに設計・施工
- (5) 木材の売買
- (6) 浄化槽の管理
- (7) 損害保険代理業
- (8) 生命保険募集に関する代理店の経営
- (9) ホテル・旅館等の宿泊施設、浴場等の入浴施設、遊戯場・遊園地等の娯楽施設、レストラン・喫茶店等の飲食施設の経営及び施設の賃貸
- (10) 介護保険法に基づく
 - ① 居宅サービス事業
 - ② 介護予防サービス事業
 - ③ 地域密着型サービス事業
 - ④ 居宅介護支援事業
 - ⑤ 地域密着型介護予防サービス事業
- (11) 有料老人ホームの設置、運営、管理
- (12) サービス付き高齢者向け住宅の設置、運営、管理
- (13) 金銭の貸付、債務の保証及び引き受け、各種債権の売買並びにその他の金融業
- (14) 印刷業
- (15) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を和歌山市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会

- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、やむを得ない事由により電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株主の氏名等株主名簿記載事項の変更及びその他株式に関する手続並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。

3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第3章 株主総会

(基準日)

- 第12条 当会社は、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集)

- 第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

- 第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

- 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

- 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は、7名以内とする

(選任)

第19条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 25 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 29 条 当会社の監査役は、5 名以内とする

(選任)

第 30 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(常勤の監査役)

第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 35 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第 36 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第 37 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

(報酬等)

第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 39 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 40 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 41 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第 42 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(中間配当)

第 43 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 44 条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

変更履歴

- ・平成 17 年 7 月 15 日 (第 2 条・目的変更)
- ・平成 20 年 4 月 1 日 (取締役会及び監査役制度の廃止並びに関連する規定の変更)
- ・平成 22 年 8 月 31 日 (第 2 条・目的変更)

- ・平成 22 年 9 月 13 日（第 2 条・目的変更）
- ・平成 21 年 12 月 7 日（取締役会及び監査役設置並びに関連する規定の変更）
- ・平成 23 年 8 月 1 日（第 1 条・商号の変更）
- ・平成 24 年 6 月 28 日（株主名簿管理人・取締役及び監査役の任期、文章表現の見直し・条文整理改廃）
- ・平成 24 年 11 月 1 日（第 1 条・商号の変更、第 7 条・株券の発行、第 11 条・株主名簿管理人）
- ・平成 25 年 6 月 29 日（第 2 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 18 条、第 22 条、第 29 条、第 42 条の変更、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 17 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 28 条、第 32 条、第 33 条、第 34 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条、第 39 条、第 40 条、第 42 条、第 43 条、附則の新設）
- ・平成 25 年 8 月 1 日（第 5 条・公告方法の変更、第 6 条・発行可能株式総数の変更）
- ・令和 4 年 6 月 28 日（第 17 条・電子提供措置等）